24 日 獣 発 第 35 号
平 成 24 年 5 月 7 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日本獣医師会
会　長　　山 根 義 久
（公印及び契印の押印は省略）

中国における高病原性鳥インフルエンザの新たな発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について

このことについて、平成 24 年 4 月 27 日付け 24 消安第 574 号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添写しのとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、これまで「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 23 年 9 月 26 日付け 23 日獣発第 208 号）を始めとする累次の通知により、我が国の近隣諸国における高病原性鳥インフルエンザ等の発生について、畜産関係者等への指導の徹底を依頼し、農林水産省ホームページ等において各国の当該疾病の発生状況等を通知してきたところですが、今般、①国際獣疫事務局（OIE）に対し中国当局より、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）の発生が確認された旨通報されたこと、②中国においては、最近発生報告のなかった北東部においても発生が認められ、我が国に侵入するリスクが依然として高い状況にあること、③我が国の近隣諸国においては、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが本年に入ってからも継続的に発生していること、④大型連休に伴い人・物の国内外における大きな移動が想定される時期でもあり、これによるウイルス伝播の可能性も懸念されることから、引き続き、都道府県畜産主務部長宛に高病原性鳥インフルエンザ等に関する注意喚起及び家畜伝染病予防法第 12 条の３に基づく飼養衛生管理基準の遵守について畜産関係者への徹底を依頼したもので、あわせて本会にその旨了知の上、円滑な防疫対策の実施について協力を依頼されたものです。

なお、海外における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等の必要な情報について、下記の農林水産省ホームページ等を通じて積極的に公表していくので、活用いただきたい旨、あわせて連絡を受けています。

記

＜農林水産省ホームページ：鳥インフルエンザに関する情報＞
ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会事業担当　笹川
TEL　03－3475－1601

写

２４消安第５７４号
平成２４年４月２７日

社団法人　日本獣医師会会長　殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

中国における高病原性鳥インフルエンザの新たな発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について

このことについて、別添のとおり各都道府県畜産主務部長宛てに通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

公益社団法人日本獣医師会
受付
24.5.-1
第 51 号

写

24消安第574号
平成24年4月27日

都道府県畜産主務部長　殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

中国における高病原性鳥インフルエンザの新たな発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について

中国における高病原性鳥インフルエンザの発生については、これまでにも、「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成23年９月12日付け23消安第3135号農林水産省消費・安全局長通知）を始めとする累次の通知により畜産関係者等への指導の徹底をお願いしてきたほか、当省ホームページ等においてその発生状況等をお知らせしてきたところです。

今般、中国当局から国際獣疫事務局（OIE）に対し、本年４月24日に遼寧省の家きん飼養農場において高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認された旨通報されました。その詳細及び我が国の近隣諸国における発生状況は別添のとおりですが、中国においては、最近発生の報告がなかった北東部においても発生が認められ、我が国に侵入するリスクは依然として高い状況です。また、我が国の近隣諸国においては、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが本年に入ってからも継続的に発生しております。さらに、大型連休に伴い人・物の国内外における大きな移動が想定される時期でもあり、これによるウイルス伝播の可能性も懸念されるところです。

このような状況を踏まえ、当省においては、飼養衛生管理基準の遵守に関する指導の徹底、空海港における動物検疫に関する広報キャンペーンの実施など他府省と連携した渡航者・入国者への情報提供、注意喚起等に努めているところですが、農場段階においても、改めて、高病原性鳥インフルエンザの侵入防止に万全を期する必要があります。

つきましては、別添の発生状況地図等を適宜御活用の上、引き続き、高病原性鳥インフルエンザ等に関する注意喚起及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の３に基づく飼養衛生管理基準の遵守について畜産関係者等への徹底をお願いいたします。

なお、海外における高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況等の必要な情報については、今後も当省ホームページ等を通じて積極的に公表してまいりますので、御活用いただきますようお願いいたします。

＜農林水産省ホームページ：鳥インフルエンザに関する情報＞
ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html

【機 1】

【OIE 情報】中国における高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）の発生について

平成２４年４月 25 日
動　物　衛　生　課

中国における高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）の新たな発生について、ＯＩＥへ報告（4/24）がありましたのでお知らせいたします。

出典：OIEホームページ
http://web.oie.int/wahis/public.php?page=single_report&pop=1&reportid=11889

【概要】
・発生数：1件（Follow up3）
　※中国は、昨年12月のチベット自治区（ラサ）の発生報告のフォローアップとしているが、発生場所はまったく異なる（遼寧省大連市）ため、新たな発生事例と考えられる事例
・発生日：2012年4月18日
・確定日：2012年4月24日
・血清型：H5N1

【発生状況】
・発生場所：遼寧省 大連市 中山区

【動物種】	【飼育羽数】	【症例数】	【死亡数】	【淘汰数】	【と畜数】
家きん	282	5	5	277	0

【診断】
・診断施設：中国農業科学院　ハルビン獣医研究所（OIEリファレンスラボラトリー）
・赤血球凝集抑制試験、静脈内接種指標(IVPI)試験、RT-PCR：いずれも陽性

【感染源】
不明または調査中

【対応】
・淘汰
・隔離
・国内における移動制限
・スクリーニング
・ゾーニング
・施設等の消毒
・ワクチン接種しない
・患畜を治療対象としない

【発生場所地図】

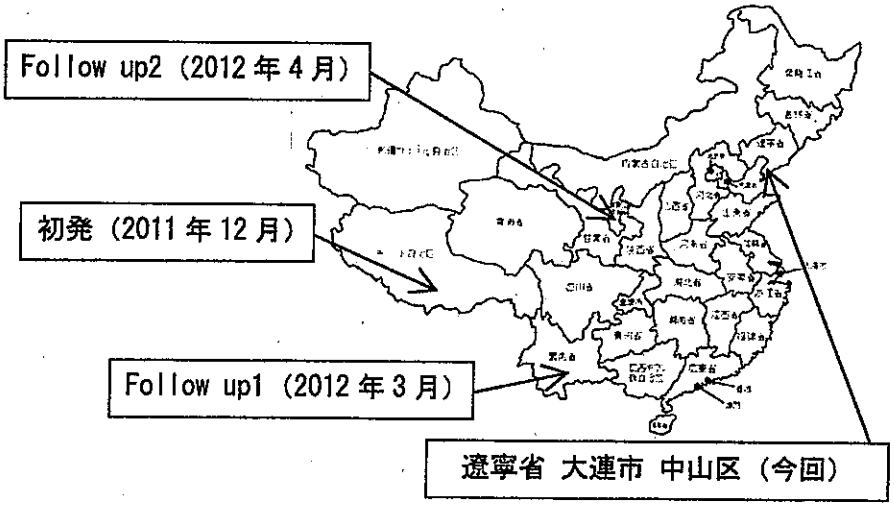

中国における高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）の発生状況（2007年1月～）

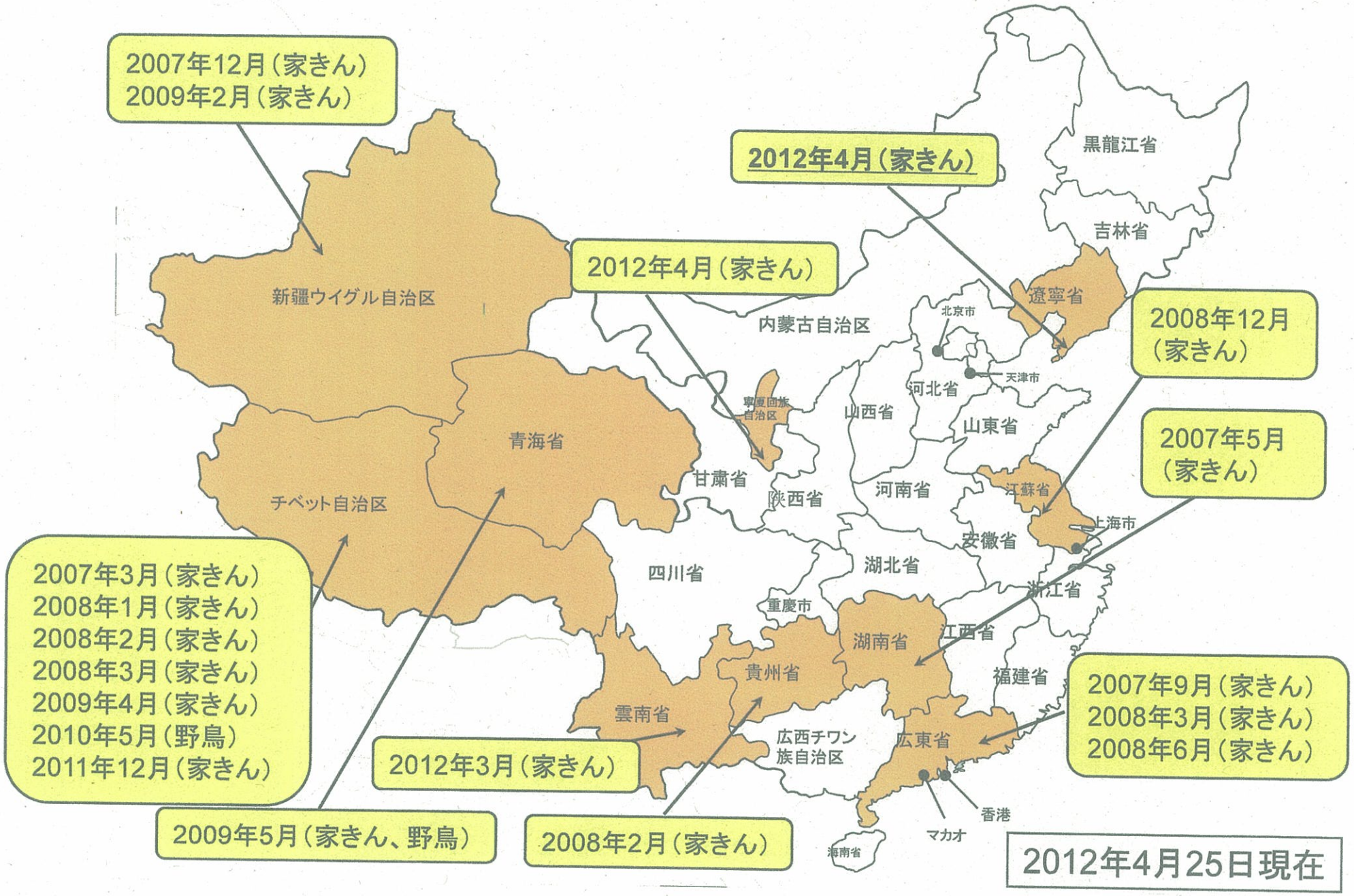

※更新点：遼寧省における高病原性H5N1の発生（感染確認日：2012年4月24日）

※出典：OIE他

アジアにおける高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生状況

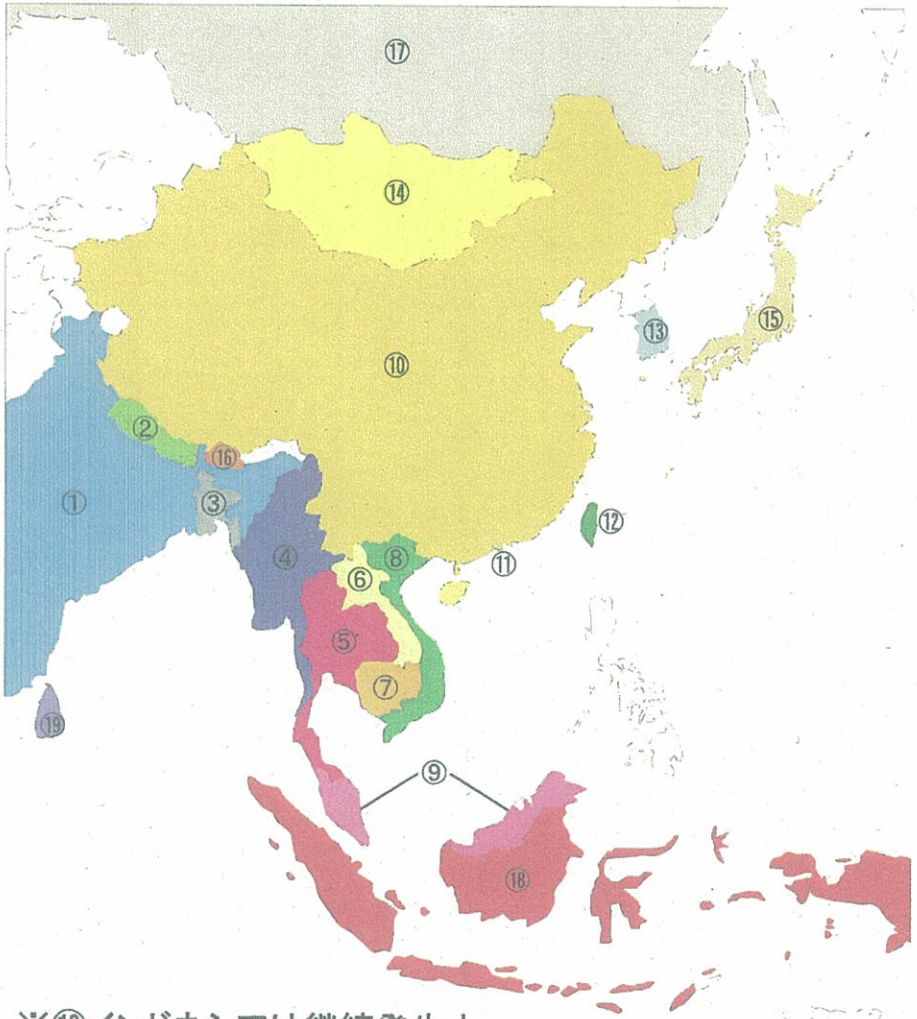

※⑱インドネシアは継続発生中

出典：OIE WAHID 他

2012年4月25日現在

		①インド	②ネパール	③バングラディシュ	④ミャンマー	⑤タイ	⑥ラオス	⑦カンボジア	⑧ベトナム	⑨マレーシア	⑩中国	⑪香港	⑫台湾	⑬韓国	⑭モンゴル	⑮日本	⑯ブータン	⑰ロシア	⑲スリランカ
2011年	1月			●	●			●				▲		●●▲		●▲			
	2月	●		●	●				●			●▲		●		●▲			
	3月	●		●	●				●			●	●	●		●▲			
	4月			●					●				●	●	▲	▲			
	5月			●					●				●	●					
	6月			●															
	7月							●▲	●										
	8月	●		●				●	●										
	9月	●		●															
	10月	▲							●										
	11月		●					●					●●			▲			
	12月			●							●	●▲					●		
2012年	1月	●▲	●▲	●					●			▲					●		●
	2月	●	●	●	●				●			▲	●●			▲	●		
	3月	●	●	●	●						●	▲	●●				●		
	4月			●							●	▲					●		

家きん● 野鳥▲（赤：高病原性鳥インフルエンザ、黒：低病原性鳥インフルエンザ）

※野鳥の低病原性鳥インフルエンザについては確認可能な日本のみ記載